失踪宣告

平成２３年（家）第３７１号
本籍東京都八王子市下恩方町1698番地６、最後の住所東京都八王子市下恩方町1728番地７
不在者　田角　義信
昭和７年１月26日生
平成24年２月１日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２３年（家）第４９５号
本籍東京都新宿区愛住町８番地、最後の住所東京都八王子市椚田町1221番地の２東建狭間マンション404号
不在者　酒井　裕二
昭和17年１月28日生
平成24年１月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２２年（家）第２７８０・２７８１号
本籍横浜市南区弘明寺町字前田177番地、最後の住所横浜市南区弘明寺162
不在者　太田千代子
大正２年11月20日生
不在者　太田　潤吉
昭和19年10月６日生
平成24年２月１日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第９８号
本籍岡山県井原市芳井町東三原892番地、最後の住所福岡県飯塚市小正395番地
不在者　山本　敏夫
昭和34年２月22日生
平成24年１月31日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

平成２３年（家）第４７号
本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久90番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　美山　たる
明治12年８月29日生
平成24年１月12日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第６１号
本籍鹿児島県大島郡徳之島町亀津1114番地、最後の住所鹿児島県大島郡亀津村307番地
不在者　清　　節子
昭和22年６月５日生
平成24年１月12日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県姫路市香寺町久畑11番地
債務者　株式会社ヒメアル工業
代表者代表取締役　田淵　秀樹
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　正和
４　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口540番地の11
債務者　高宮　義昭
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　正和
４　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７９号
新潟市西蒲区熊谷1595番地
債務者　湯川　　諭
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
福岡県久留米市善導寺町飯田754番地10
債務者　宮崎　　巖
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４３号
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第12地割2120番地１
債務者　菅原　豊和
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５号
山梨県甲府市住吉１丁目２番28号
債務者　後藤　正志
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
大津市中央１丁目４番18号
債務者　岩坂志げ子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３０号
埼玉県川越市三光町32番地２
債務者　鈴木　俊之
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小寺　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県川越市大字今福459番地　１―210号室
債務者　鈴木　雅也
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３号
京都府亀岡市篠町見晴６丁目８番７号
債務者　髙橋田津二
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県宝塚市逆瀬台３丁目11番１―506号
債務者　橘　　一雄
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芦原　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係